

「第三者提供と委託」

両者の相違を説明するために、今、「A」、「B」、「C」の3つの主体があると仮定します。

「A」・・・情報の所有者（本人）

「B」・・・事業者（ここでは町内会とします）

「C」・・・第三者（後述の例でいえば警察官と税理士）

まずは、この「A」「B」「C」の関係と、情報は一般に「A」→「B」→「C」の順に流れる、ということを頭に入れて下さい。そのうえで、以下の2つの事例について、「C」が独自に情報を利用することの可否について考えてみましょう。

1) 第三者提供 = 「B」と「C」の利用目的が異なる場合

例) 警察官が町内会長のところにやってきて、会員の甲さんの情報を開示せよと言ってきた。

2) 委託 = 「B」と「C」の利用目的が同じである場合

例) 企業乙社が税理士さんに取引先の同意なしに帳簿を提出した。

[結論]

「第三者提供」の場合は、原則として本人の同意がなければ提供することができません。ただし、「①国、自治体からの要請があったとき、②個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつ止むを得ないと認められるときは提供しても構わない」と法律上は定められています。「しても構わない」と規定されていることに注意して下さい。

これに対し、「委託」の場合は、本人の同意は不要です。

上記の例に当てはめると、(1)は、警察官は国および自治体と同一ですから、町内会長は情報を提供してもよいし、拒んでもよいということになります。(2)は、乙社が帳簿を提出する行為は「委託」ですから、取引先各社の同意がなくても情報を提供することが可能となります。